

葉山町子ども・子育て会議 報告（案）

（平成28年度）



葉山町子ども・子育て会議

平成29年3月

目次

1	はじめに	1 頁
2	葉山町子ども・子育て会議の審議経過	2 頁
3	報告の趣旨	3 頁
4	保育料の見直しについて (幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善)	4 頁
5	保育料の見直しについて (保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し)	6 頁
6	保育料の見直しについて (所得階層の細分化)	8 頁
7	勉強会(子ども子育て会議主催)及び委員自主打合せの今後の あり方及び方向性について	10 頁
8	葉山町子ども・子育て会議委員名簿	11 頁
	葉山町子ども・子育て会議条例	12 頁
	葉山町子ども・子育て会議運営要領	14 頁

1 はじめに

(1) 会議の紹介

葉山町子ども・子育て会議（以下、会議）は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 25 年 3 月に葉山町の条例で設置された審議会です。

- 平成 28 年度は、「保育料の見直し」について、4 回の議論を行いました。



2 葉山町子ども・子育て会議の審議経過

NO	開催日・場所	主な審議検討内容
1	平成 28 年 5 月 26 日 (木) 10 時 ~ 12 時 協議会室 2	(1) 子ども・子育て会議年間スケジュールについて (2) 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について (3) 子ども・子育て支援事業計画に定める事業の平成 28 年度検討事項(案)について ・保育料の見直しについて (4) 勉強会(子ども子育て会議主催)及び委員自主打合せの今後のあり方や方向性について (5) 子ども・子育て会議委員の任期について (6) その他
2	平成 28 年 9 月 16 日 (金) 10 時 ~ 12 時 会議室 2-1	(1) 子ども・子育て会議委員の任期について (2) 保育料の見直しについて (3) 勉強会(子ども子育て会議主催)及び委員自主打合せの今後のあり方及び方向性について (4) その他
3	平成 28 年 11 月 22 日 (火) 10 時 ~ 12 時 協議会室 1	(1) 保育料の見直しについて (2) その他
4	平成 29 年 2 月 28 日 (火) 10 時 ~ 12 時 会議室 2-1	(1) 子ども・子育て会議最終報告について ・保育料の見直しについて (2) その他

3 報告の趣旨

会議では、平成 27 年 3 月に新制度の施行にあたり、現在町で課題となっていること、今後 5 年間に必要と思われることについて、1 つ 1 つ整理しながら、最終報告を提出しました。

平成 28 年度は、上記の最終報告の中にあります、「保育料の見直しについて」、次の 3 つの議論を行いました。

- (1) 幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善
- (2) 保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し
- (3) 所得階層の細分化

について、議論を行いましたので、葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条の規定に基づき、これまで議論した内容について町長へ報告するものです。

会議では、上記における「保育料の見直しについて」、現状と課題、委員からの意見、会議としての提案を、葉山町子ども・子育て会議で纏めたことを述べていきます。

審議会での検討状況をふまえて、町の子ども・子育て支援施策への反映についてご検討いただければ幸いです。



4 保育料の見直しについて (幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善)

【1】事業の方向性(平成27年3月の最終報告より)

今回設定された利用者負担額(保育料)では、幼稚園利用者と保育所利用者の負担割合について、利用時間数や給食の提供などサービス内容を比較した場合、幼稚園と保育所の保育料が不均衡な状態が残っており保育料の見直しを行うことが望ましいと思われま

【2】現状と課題

町内には、幼稚園5園(民間5園)と保育所5園(民間4園、公立1園)があります。

幼稚園は教育施設であり、保育所は福祉施設になります。

保育時間は、基本的に幼稚園は午前9時から午後3時の間の4時間が保育時間の標準であり、保育所は最長11時間の保育時間になります。給食は、基本的に幼稚園は子どもたちに給食を出す義務がないので、各家庭から持参するお弁当を持っていきませんが保育所は施設で作った給食を提供するなど幼稚園と保育所を比較するとサービス内容にいろいろな違いがあります。

幼稚園保育料は各園が定める一律の保育料となっていますが、保育所保育料は所得に応じた各階層ごとの保育料となっており町が保育料を定めています。

幼稚園と保育所の保育料を比較すると低い所得階層の世帯は保育所保育料が低くなり、高い所得階層の世帯は幼稚園保育料が低くなります。

現行の町の保育所保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、保育所保育料を平均すると国の基準の約6割に設定しており、国基準額との差額を町が追加負担(軽減)していますが、保育所保育料の国の基準に対する割合は、各市町村によって違いがあります。

幼稚園保育料には補助制度があり、幼稚園と保育所の保育料を比較すると幼稚園保育料の方が利用者にとって少ない額になっています。

新制度へ移行していない幼稚園保育料を町が決めることは出来ない中で、幼稚園と保育所の保育料の不均衡を改善するには保育所保育料を調整していくしかありません。

【3】葉山町子ども・子育て会議委員からの意見

幼稚園の保育料は利用者にとって少ない額になっている事実は、世帯収入の状況により、あてはまらない場合もあるようです。

保育所保育料（所得に応じる）と幼稚園保育料（各園で一律）の考え方の違い、保育時間にも差がある中で、何を基に比較し公平とするのかは難しいと思います。

保育所、幼稚園の預かる時間の長さやサービス内容は保護者の預ける目的の違いもあり、多少保育所の方の保育料が割高になるのは、仕方ないことだと思います。

保育所保育料を幼稚園保育料に近づけるしか不均衡の改善はできないと考えますが、そうすると所得階層の細分化との矛盾があります。

【4】葉山町子ども・子育て会議としての提案

幼稚園と保育所の保育料は、所得により不均衡が生じていることは確認できています。

しかし、幼稚園と保育所では、預かる時間、サービス内容に加え、保育料の決め方も違うので、公平とする基準なしに保育料の不均衡を解消することは難しいとの結論に達しました。

当会議では、今後の幼稚園の新制度への移行状況を見極めながら、必要に応じて検討することを提案します。

5 保育料の見直しについて (保育認定の保育標準時間と保育短時間の保育料の見直し)

【1】事業の方向性(平成27年3月の最終報告より)

今回設定された利用者負担額(保育料)では、保育標準時間認定(最長11時間)と保育短時間認定(最長8時間)の保育料は、利用時間数で比較した場合、保育標準時間認定と保育短時間認定の利用者の保育料は不均衡な状態が残っており保育料の見直しを行うことが望ましいと思われま

【2】現状と課題

保育所の利用時間は就労時間(通勤時間など含む)などにより保育標準時間認定と保育短時間認定の区分に分かれています。

保育標準時間認定の人は最大1日11時間まで保育の利用ができ、保育短時間認定の人は最大1日8時間まで保育の利用ができます。

保育標準時間認定の保育料は、現行の町の保育料をそのまま採用しています。保育短時間認定の保育料は、保育標準時間認定の保育料に98.3%(国の定めた割合)を乗じた額に設定しており、保育短時間認定の保育料は、多くの市町村が同じ設定をしています。

町には保育所に入所している子どもが約350人いますが、その中で保育短時間認定は24人、保育標準時間認定は326人です。

利用時間数で比較した場合、利用時間数で最長3時間の差しかなく、それぞれの保育料の差は数百円から千円程度であり保育料の不均衡な状態が残っています。



【 3 】 葉山町子ども・子育て会議委員からの意見

他市町村とあまり差のない保育短時間の見直しはターゲットから外して良いと考えます。

保育認定の保育標準時間認定と保育短時間認定の保育料の見直しについては、現行どおりが妥当なところだと考えます。

保育標準時間と短時間の保育料の説明を受け、賛否を答えることは、委員として負担が大きいと感じます。

保護者の中で 11 時間が普通の預かり時間である認識になっているように感じます。保育の利用時間数が 8 時間や 9 時間や 10 時間があってもいいと思います。保育短時間認定の 8 時間と保育標準時間認定の 11 時間だけではなく、利用時間数をもう少し刻んだ時間で保育料を設定してもいいと思います。

保育料は現況のままでいいと思うが、保育標準時間認定で延長保育を使いながら 12 時間利用する方もいるが、家などで親子がどのように過ごしていくか、保護者の気持ちや考え方を忘れてはいけないと思います。

【 4 】 葉山町子ども・子育て会議としての提案

町の保育短時間認定は、国の示す根拠のある数字を基に設定しています。

保育料の不均衡な状態は残っているものの、保育時間だけに着目していることや他市町村の動向を勘案すると、現行の町の保育短時間認定の設定(98.3%)は妥当であるとの結論に達しました。

当会議では、各市町村の状況などを見極めながら、必要に応じて検討することを提案します。



6 保育料の見直しについて

(所得階層の細分化)

【1】事業の方向性(平成27年3月の最終報告より)

他市町村では、所得階層をより細分化し、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあり、現行の11階層を細分化する保育料の見直しを行うことが望ましいと思われまます。

【2】現状と課題

平成19年度に保育料は変えずに所得階層を8階層から11階層に増やす改定を行いました。

現行の町の保育料は所得階層を11階層で設定していますが、この所得階層の分け方は各市町村によって違いがあります。

他市町村では、保育料の所得階層をより細分化し、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあります。

各所得階層の保育料の差が多い階層や人数の多い階層を細分化するなど所得階層の細分化の対応をどのようにしていくか考える必要があります。

【3】葉山町子ども・子育て会議委員からの意見

所得階層の細分化は、所得の低い世帯にとっては、1千円単位でも細分化して欲しいと願うところだと思ひます。

所得に恵まれている世帯には、ある程度の負担をいただくことも必要かと思ひます。どの市町村もゆとりの運営ができるわけではないので、割り切りは必要かと思ひます。

現行の保育料を変えずに所得階層の細分化が見直しできればいいと思うが、財政的に町の運営ができなくなるのでは困ると思います。現行の保育料を、増額する検討などを考える必要もあると思います。

現行の子どものサービスを維持するための増額であれば見直しの余地はあると思います。

保護者が11時間フルに預ける体制が当たり前になっており職員への経費が多く掛かるようになってきているが子どもにかかる費用はもっと掛けていいと思っています。

現行の保育料の中で所得階層の細分化を行い、保育料を上げないで見直しを行いたいです。保育料が上がらなければ嫌がる人はだれもないし、子育て世帯を呼び込むこともできると思います。

子育て世帯を呼び込むための町の子育て施策とするのであれば、他市町村のことは関係なく見直しをすればいいと思います。

【4】葉山町子ども・子育て会議としての提案

応能負担である保育料は、所得階層の細分化により、更に決め細やかな対応ができる方法として有効です。

一方で、保育料は保育サービスを維持するための大切な財源でもあることから、現行の保育料を細分化するだけでは、現行の保育料を確保できず、サービス低下が懸念されます。

そこで、確保しなければならない保育料をどの程度に設定するかによって、細分化の目的を達することができないケースも見受けられ、このバランスの調整は各委員も頭を悩ませながら議論を進めました。

当会議では、保育料の所得階層は、よりきめ細やかな応能負担とするため、現行11階層から更に細分化すること、細分化しても現行の保育料とほぼ同じ保育料を維持できるように設定することを提案します。

7 勉強会（子ども子育て会議主催）及び委員自主打合せの今後のあり方及び方向性について

【1】葉山町子ども・子育て会議としての提案

子ども・子育て支援新制度施行前は、国からの情報も少なく、子ども・子育て支援事業計画策定のためには、委員が新制度を理解すること、新制度を町民へ周知し、声を拾うことが必須作業であり、自主打合せや勉強会は必要であったが、子ども・子育て支援新制度も施行され勉強会等の目的や成果はある程度得られたと思います。

今後については、勉強会（子ども子育て会議主催）及び委員自主打合せを継続することは終了し、必要に応じて講演会や勉強会などを開催していくことを提案します。



8 葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成 28 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

氏 名	所 属
寶川 雅子	学識経験者
武谷 廣子	医師（葉山町母子保健健診医）
松尾 真弓	葉山にこにこ保育園（認可保育所）
村上 裕	あけの星幼稚園（逗葉私立幼稚園協会）
多田 圭太	保育園父母代表
平野 里香	葉山ぎんのすず保育園（認可保育所）
羽田 志津枝	葉山町主任児童委員
野北 康子	NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	芽ぐみ保育室（認可外保育施設）
上田 美津子	小学生父母代表
石川 奈々葉	学童保育父母代表
彦井 浩孝	公募委員
山浦 彩子	葉山町子育て支援センター ぼけっと
北原 淳子	上山口児童館
益田 孝彦	一色小学校（小学校長会代表）
加藤 智史	葉山町社会福祉協議会
加藤 昌代	鎌倉三浦地域児童相談所
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所
新倉 利勝	葉山町教育委員会生涯学習課

（順不同、敬称略）

葉山町子ども・子育て会議条例

平成25年3月15日条例第10号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年葉山町条例第201号) の一部を次のように改正する。

葉山町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例(平成25年葉山町条例第10号)に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議(以下、「審議会」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協力の要請)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。